

# 令和7年度福岡県動物取扱責任者研修

動物愛護管理法について  
～動物取扱業登録後の各種届出について～

# ○本日の内容

## 1. これまでのおさらい

- ①ケージ等の大きさ
- ②必要な記録等

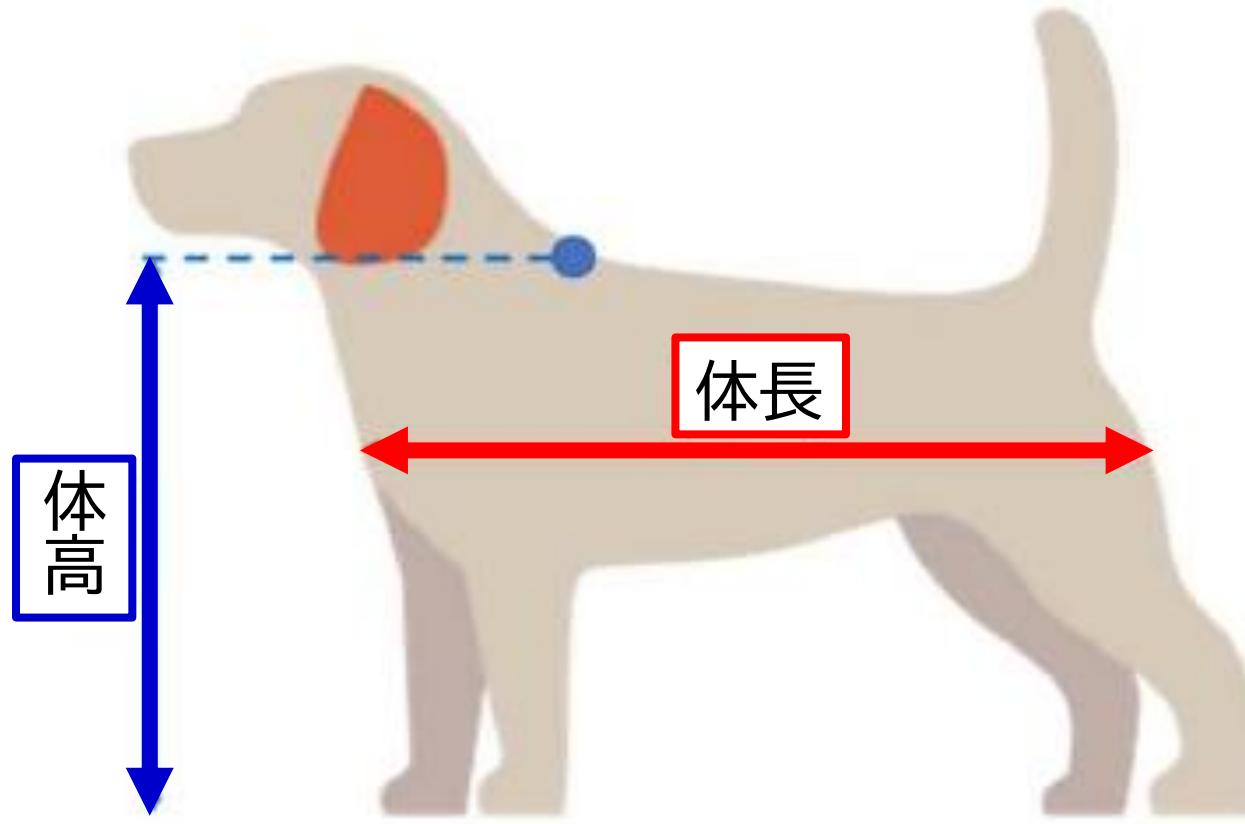
## 2. 登録後に必要となる届出 ←本日の主題

## 3. その他関係法令の遵守

# 1.これまでのおさらい

- ①ケージ等の大きさ(犬猫)
- ②必要な記録等

## 体高・体長の定義



体長:胸骨端から坐骨端までの長さ

体高:地面からキ甲部までの垂直距離

## 犬・猫の飼養設備は、どちらかの基準を必ず満たすこと！

### 運動スペース分離型or運動スペース一体型

#### 【運動スペース分離型】

- 寝床や休息場所として用いる最低限の大きさのケージ
- 運動スペースが別途必要(一体型ケージと同様の広さ)

#### 【運動スペース一体型】

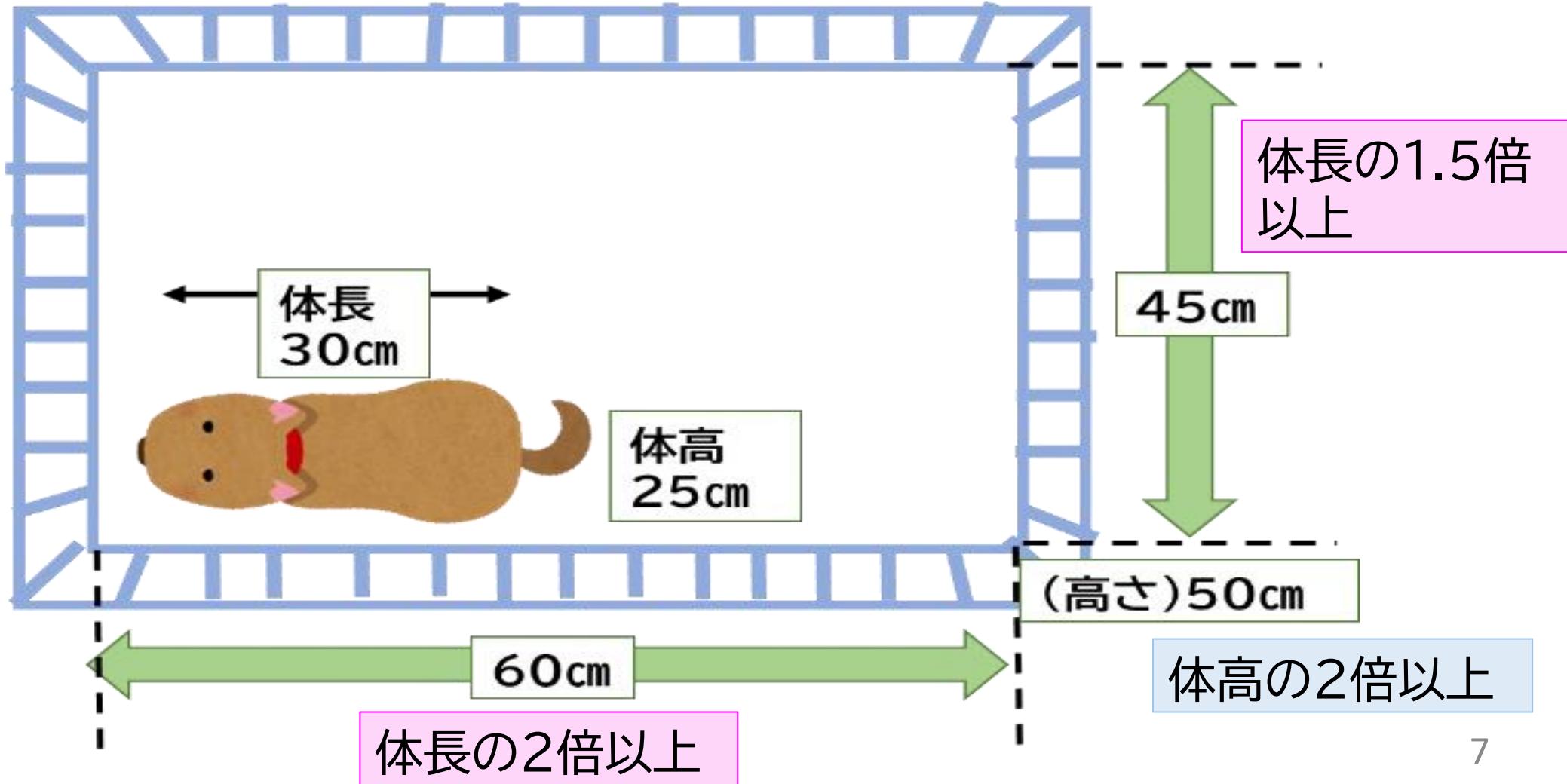
- 寝床、休息場所、運動スペースを含む飼養設備(おり、ケージ等)

※傷病動物を飼養保管する場合又は動物を一時的に保管する場合等の特別な事情がある場合は除く。

# 運動スペース分離型

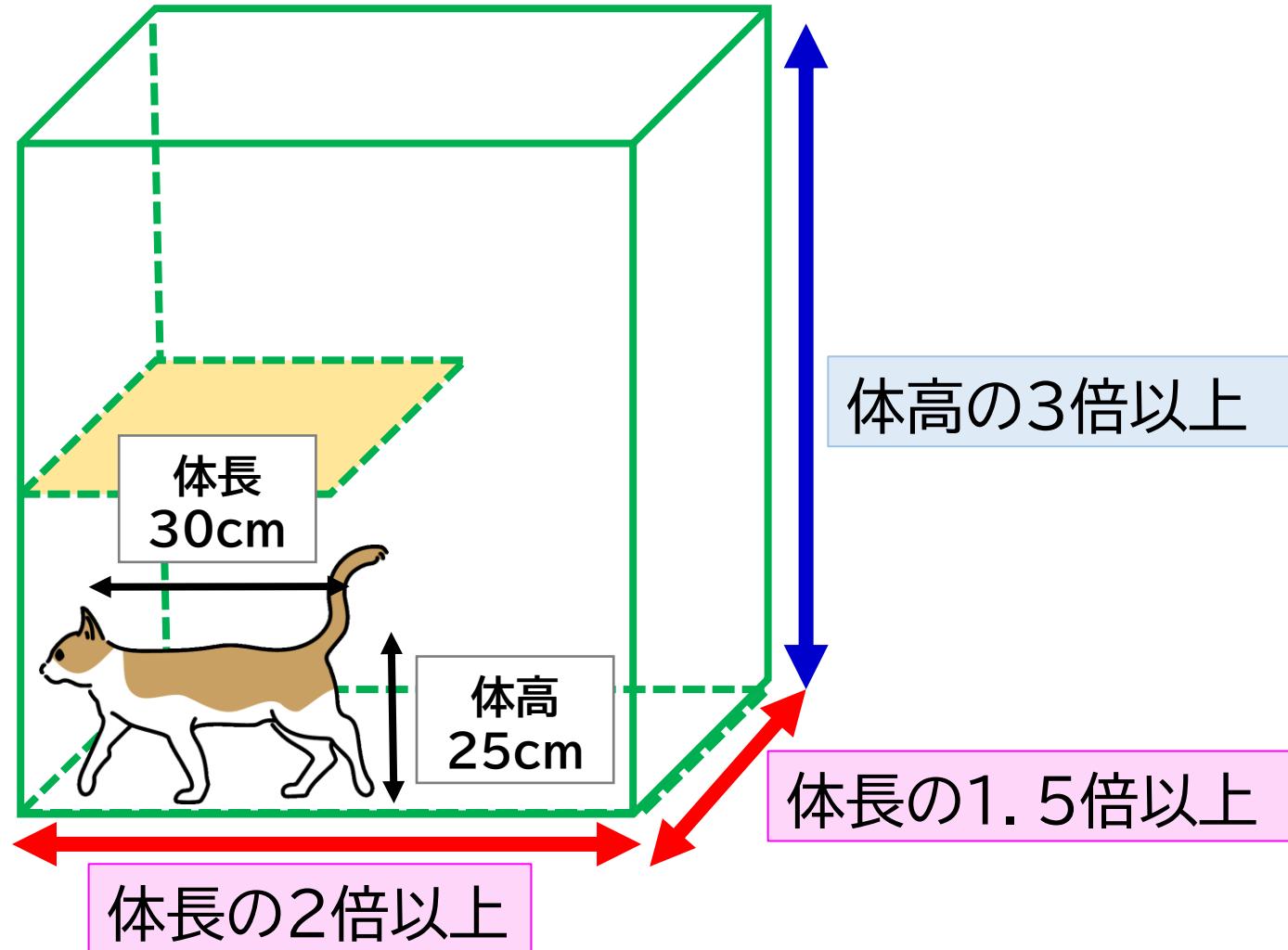
分離型ケージの大きさ			
	タテ	ヨコ	高さ
犬	体長の 2倍以上	体長の 1. 5倍以上	体高の2倍以上
猫			体高の3倍以上 棚を設け、 <u>2段以上</u> の構造とする

分離型ケージで  
犬を1頭飼養する場合のイメージ



## 分離型ケージで 猫を1頭飼養する場合のイメージ

※棚を設け、2段以上の構造とする。



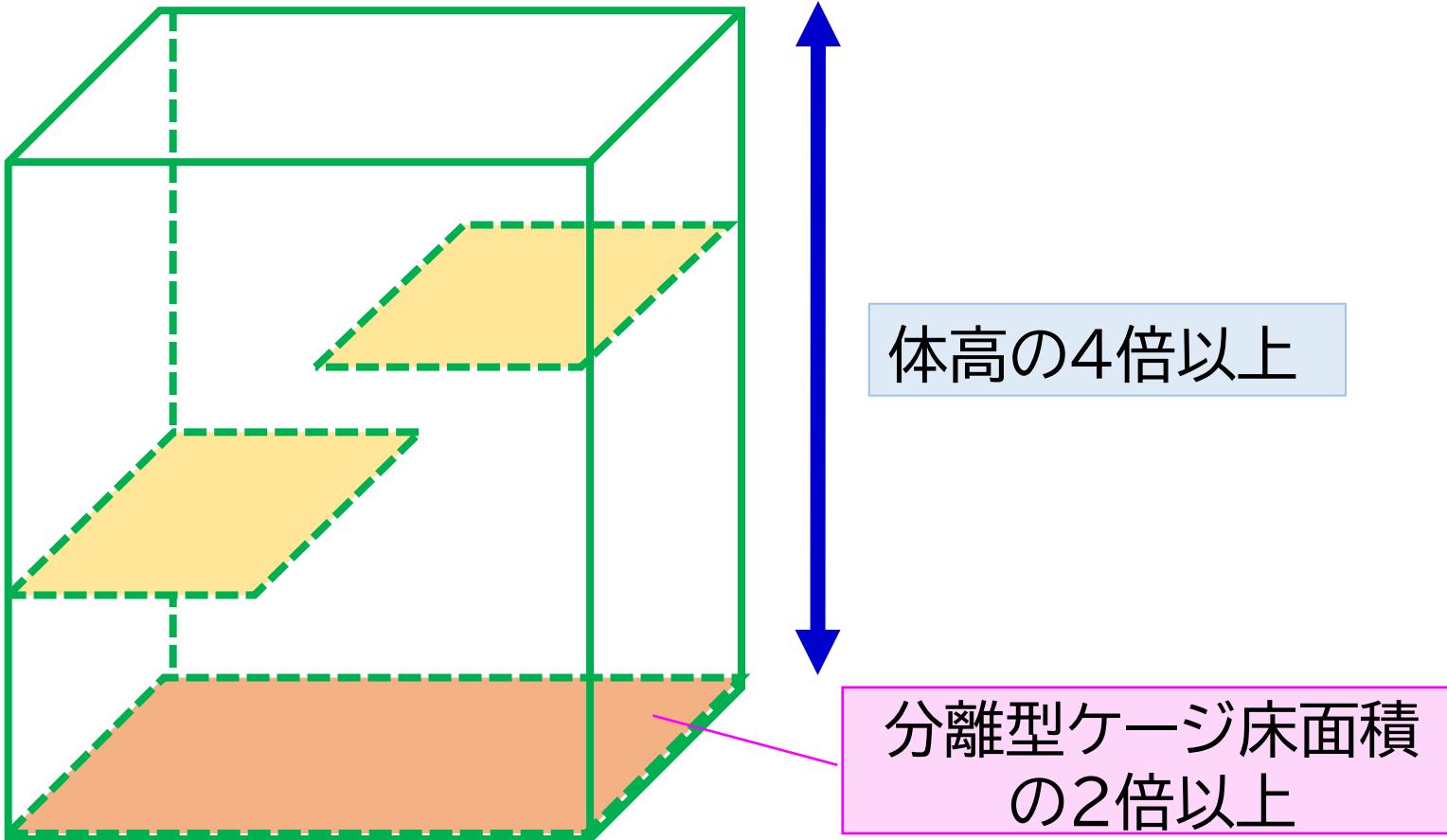
# 運動スペース一体型

一体型ケージの大きさ		
	床面積	高さ
犬	<b>分離型ケージサイズの 6倍以上</b> ※複数飼養の場合、 <u>3倍以上</u> ×頭数分	<b>体高の2倍以上</b>
猫	<b>分離型ケージサイズの 2倍以上</b>	<b>体高の4倍以上</b> 2つ以上の棚を設け、 <u>3段以上</u> の構造とする

## 一体型ケージで 猫を1頭飼養する場合のイメージ

①ケージ等の大きさ

※棚を設け、3段以上の構造とする。



複数飼養の場合: 分離型ケージ面積×飼養頭数

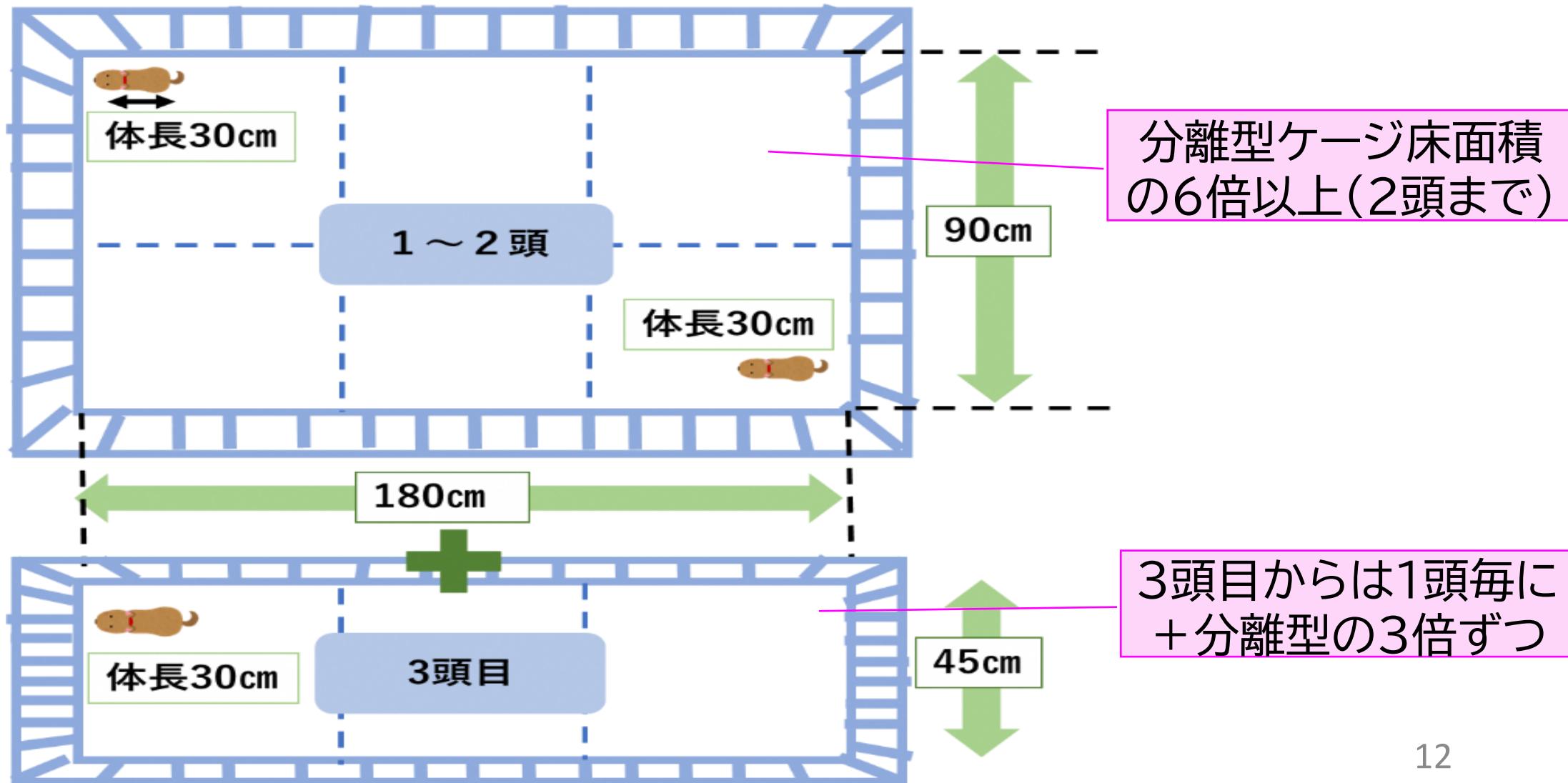
## 【運動スペース分離型】

- 複数飼養する場合、各個体の上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。
- 別に運動スペースが常時利用可能で必要。

## 【運動スペース一体型】

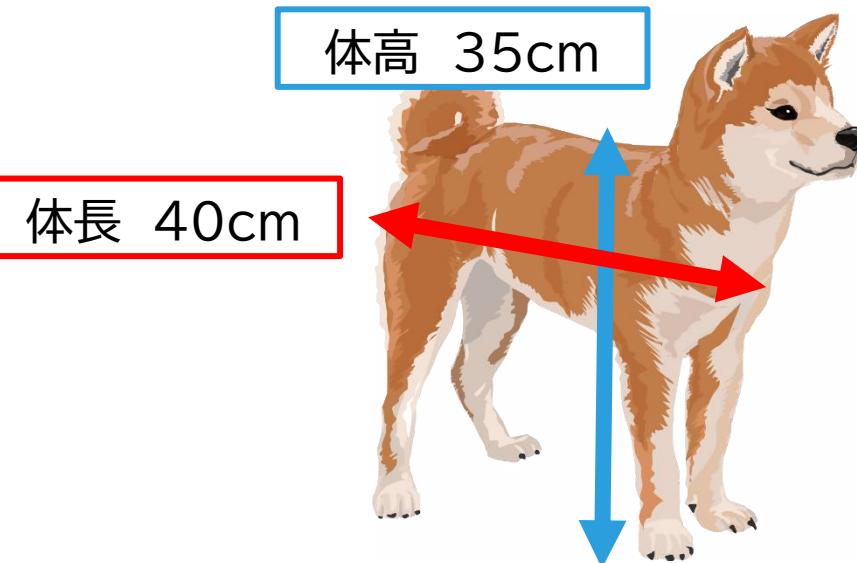
- 複数飼養する場合、同時に飼養する個体のうち最も体長が長い個体を基準として面積を確保。
- 繁殖時は、親子当たり上記1頭分の面積を確保。  
(親子以外の個体の同居は不可)

# 一体型ケージで 犬を複数飼養する場合のイメージ

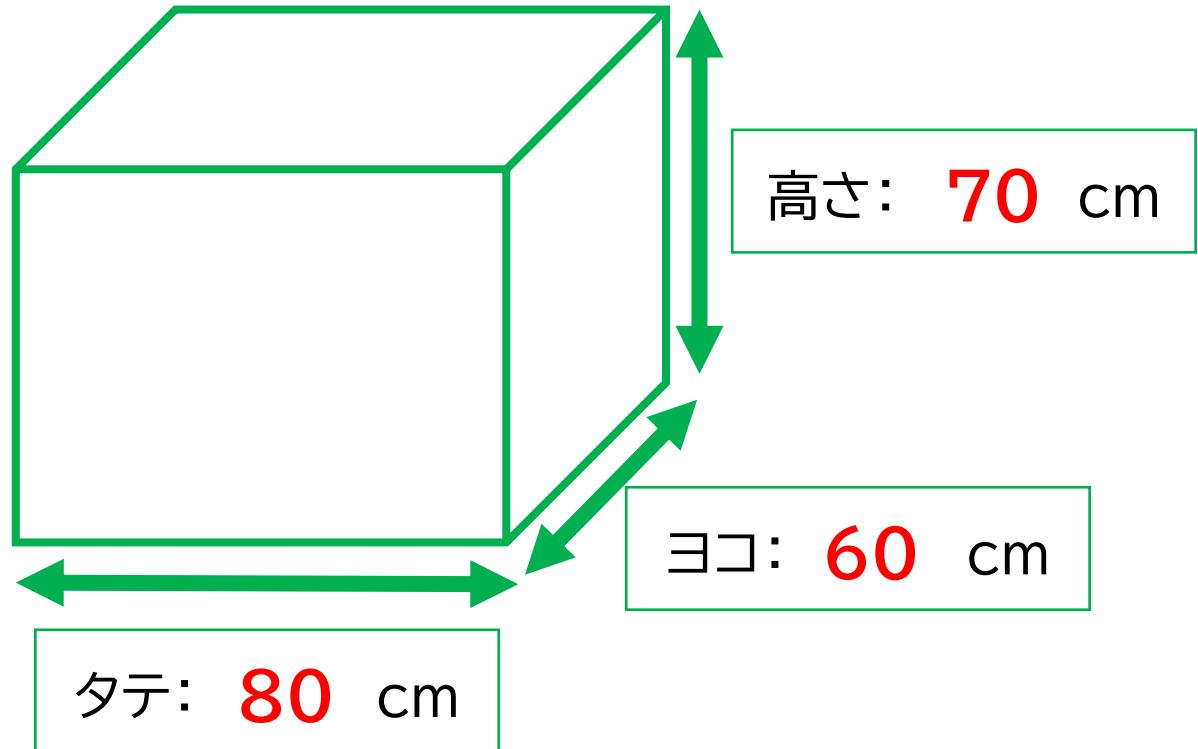


# ワーク①

- 次の大きさの柴犬1頭を分離型ケージで飼養する場合、  
最低限必要なケージの大きさはいくつでしょうか。



ヒント: 犬の分離型ケージの大きさは  
タテ 体長の2倍以上  
ヨコ 体長の1.5倍以上  
高さ 体高の2倍以上

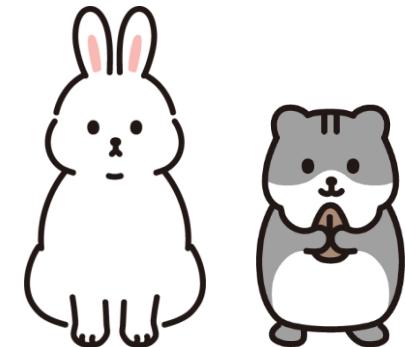


# 犬猫以外の動物を取り扱う方へ

- 今後の省令改正により、犬猫以外の動物についてもケージ等の基準が定められます。

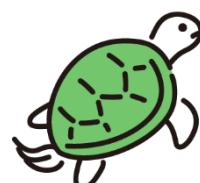
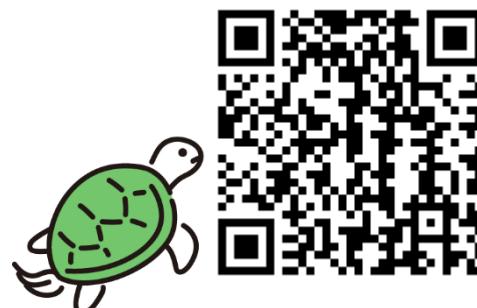
犬猫以外の哺乳類→R8年度改正予定

爬虫類→R8年度以降検討



- 環境省ホームページにて、最新情報をチェック！！

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/tekisei.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/tekisei.html)



# 記録台帳の作成と保管

## 必要な記録書類一覧

※詳細はこれまでの研修会で説明  
記入例や参考様式を確認してください

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲り あっせん	譲受 飼養
動物に関する帳簿の備え付け	○		○		○		○
飼養施設及び動物の点検状況 記録台帳	○	○	○	○	○	○	○
繁殖実施状況記録台帳 (繁殖を行っている場合のみ)	○		○		○		
取引状況記録台帳	(○)	○	(○)	○	(○)	○	(○)

## 2. 登録後に必要となる届出

- ① 毎年必要な届出(販売・貸出し・展示・譲受飼養)
- ② よくある届出
- ③ その他の届出

# ①動物販売業者等<sup>※</sup>定期報告届出書

※動物販売業者等とは⇒販売・貸出・展示・譲受飼養の4業種

前年度の動物の取り扱い状況について、

**毎年度4月1日から5月30日の間に提出**

年度とは⇒4月1日から翌年3月31日までの期間

●次年度(令和8年度)の届出

内容: 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの取り扱い状況

提出期間: 令和8年4月1日から5月30日まで

令和7年●●月●●日

久留米市保健所長

①毎年必要な届出

別冊資料P.1~3

## 記入例

届出者 氏名 久留米 太郎  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 住所 〒■■■-■■■■  
 久留米市〇〇町△△番地  
 電話番号 ■■■■-〇〇-△△△△

## 動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

+

1 事業所の名称	久留米太郎営業所						
2 事業所の所在地	久留米市〇〇町△△番地						
3 登録年月日	●●年●●月●●日						
4 登録番号	第〇〇〇〇〇〇〇号						
5 年度当初に所持していた動物の合計数	犬: 7頭、猫: 0頭、 その他哺乳類: 10頭、 鳥類: 0羽、爬虫類: 50頭 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">A</div>						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	犬			4			
	猫						
	その他 哺乳類				6		
	鳥類						
	爬虫類					15	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬	2				5	
	猫						
	その他 哺乳類		8			9	
鳥類							
爬虫類			14				
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	犬			3			
	猫						
	その他 哺乳類		5			3	
	鳥類						
爬虫類					18		

B

C

# ①毎年必要な届出

別冊資料P.1~3

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬		<b>4</b>			<b>5</b>	
猫						
その他 哺乳類		<b>3</b>			<b>10</b>	
鳥類						
爬虫類	<b>10</b>			<b>14</b>		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
犬						
猫						
その他 哺乳類						<b>3</b>
鳥類						
爬虫類						<b>1</b>
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬				<b>1</b>		
猫						
その他 哺乳類						<b>2</b>
鳥類						
爬虫類		<b>2</b>				
9 年度末に所有して いた動物の合計数	犬： <b>5</b> 頭、猫： <b>0</b> 頭、その他哺乳類： <b>7</b> 頭、 鳥類： <b>0</b> 羽、爬虫類： <b>34</b> 頭					
10 犬猫以外の動物 に含まれる品種等	馬、うさぎ、トカゲ					
11 備考	その他の哺乳類、鳥類、爬虫類に含まれる品種等を記入して下さい。					

## 備考

- 年度途中に登録を受けた場合には、5について登録を受けた時点の頭数を、6から8までについて登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

届出時は  
 $A+B-C-D=E$   
 となっていることを確認する

## ワーク②

別冊資料P.5~6

- 次のような取り扱い状況だったと仮定して、届出書に記入してみましょう！

猫		
年度当初(R7.4.1)		10頭
生まれた	5月	2頭
仕入れた	7月	1頭
販売した	8月	2頭
繁殖引退	12月	1頭
死亡	2月	1頭
年度末(R8.3.31)		9頭

A

B

C

D

E

最後の確認：  
 $A + B - C - D = E$   
になりましたか？

## ●第一種動物取扱業変更届出書

登録の際に申請した内容に変更が生じた場合に提出【事後届30日以内】

〈具体例〉

- ア 動物取扱責任者を変更した場合
  - イ 飼養施設を変更した場合、取扱う動物の種類・頭数を増やした場合
  - ウ 申請者の氏名・住所等に変更があった場合 **※名義変更ではない**
  - エ 事業所の名称を変更した場合
- など

必要に応じて、第一種動物取扱業登録証再交付申請書を提出できます。

## ●廃業等届出書

業をやめた際に提出【事後届 30日以内】

**有効期間内の登録証がある場合は添付すること。**

# 第一種動物取扱業変更届出書

〈よくある例〉

ア 動物取扱責任者を変更した場合

必要な添付書類

①実務経験証明書(又は飼養経験に係る証明書)

+

②資格を証する書類(又は所定の学校等の卒業を証する書類)

※①+②は獣医師免許又は愛玩動物看護師免許でも可

+

③動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類

## 〈よくある例〉

イ 飼養施設を変更した場合、取扱う動物の種類・頭数を増やした場合  
必要な添付書類 ※②③は変更内容に合わせて適宜

①飼養施設の平面図

+

②ケージ等の立面図・平面図

+

③ケージ等の材質、構造、転倒防止措置に関する書類

### 【注意】

施設に関する変更届が必要かどうかは、変更の内容やその程度によります。  
変更をしようとする場合、又は、した場合には必ず保健所に相談してください。

〈よくある例〉

ウ 申請者の氏名・住所等に変更があった場合

必要な添付書類

A 個人の場合

動物取扱責任者の氏名も変わる場合には、運転免許証や戸籍抄本等で確認することがあります。

B 法人の場合

①登記簿(履歴事項全部証明書)

+

②役員の氏名及び住所

+

③動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類

※②③は役員の変更があった場合

エ 事業所の名称を変更した場合

必要な添付書類

特になし

## 様式第7（第5条第3項関係）

福岡県柏屋保健福祉事務所長 殿

年 月 日

届出者 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 住 所 〒  
 電話番号

## 第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
 事業所の名称・所在地  
 動物取扱責任者の氏名  
 主として取り扱う動物の種類及び数  
 飼養施設の所在地・構造及び規模  
 役員の氏名・住所  
 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員  
 営業時間等  
 犬猫等健康安全計画

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

1 登録年月日	年 月 日
2 登録番号	
3 第一種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事事項証明書 / <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 / <input type="checkbox"/> その他（ ）
8 備考	

## 備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

都道府県知事 殿  
市 長届出者 氏 名  
住 所 〒  
電話番号

## 廃 業 等 届 出 書

第一種動物取扱業者が死亡  
法人が合併により消滅  
法人が破産手続開始の決定により解散  
法人が上記以外の理由により解散  
第一種動物取扱業を廃止

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第16条

第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1 事 業 所 の 名 称	
2 事 業 所 の 所 在 地	
3 登 録 年 月 日	年 月 日
4 登 録 番 号	
5 第 一 種 動 物 取 扱 業 者 の 氏 名 又 は 名 称	
6 廃 業 等 年 月 日	年 月 日
7 備 考	

## 備 考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、当該登録証を添付すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## ①業務内容・実施方法変更届出書

業務の内容及び実施の方法(繁殖を行うかどうかの別を含む。)を変更する際に提出 **【事前届】**

## ②飼養施設設置届出書

飼養施設を設置しようとする場合に提出 **【事前届】**

## ③犬猫等販売業開始届出書

販売業のうち、犬猫を扱っていない事業者が新たに犬猫等を扱う場合に提出 **【事前届】**

## ④犬猫等販売業廃止届出書

犬猫等販売業をやめた際に提出※業そのものは継続【事後届 30日以内】

## 様式第5（第5条第1項関係）

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 地  
電話番号

## 業務内容・実施方法変更届出書

第一種動物取扱業の業務の内容及び実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
7 変更予定年月日	年 月 日
8 変更理由	
9 備考	

## 備考

- 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を明らかにした書類を添付すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

都道府県知事 殿  
市 長届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏  
名)  
住 所 〒  
電話番号

## 飼養施設設置届出書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事 業 所 の 名 称		
2 事 業 所 の 所 在 地		
3 登 録 年 月 日	年 月 日	
4 登 録 番 号		
5	(1)所 在 地	
飼 養 施 設	(2)構 造 及 び 規 模	
	①建 築 構 造	
	ロ木造／ロ木造モルタル造／ロ鉄骨鉄筋コンクリート造／ロ鉄筋コンクリート造／ロコンクリートブロック造 ロその他( )	
	②延 床 面 積	
	m <sup>2</sup>	
③敷 地 面 積		
m <sup>2</sup>		
④材 質		
床 面		
壁 面		
(3)設 備 の 種 類		
ロケージ等( 個) ロ照明設備／ロ給水設備／ロ排水設備／ロ洗浄設備／ロ消毒設備／ロ廃棄物の収集設備／ロ動物の死体の一時保管場所／ロ餌の保管設備／ロ清掃設備／ロ空調設備／ロ遮光等の設備／ロ訓練場		
(4)管 理 の 方 法		
6 権 原 の 有 無	口有	口無
7 飼養保管開始年月日	年 月 日	
8 添 付 書 類 等	ロ事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ロ飼養施設の平面図／ロケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)／ロ飼養施設の付近の見取図 ロその他( )	
9 備 考		

- 備考
- 「5(2)の設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
  - 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
  - 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックをすること。
  - この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 テ  
電話番号

## 犬猫等販売業開始届出書

犬猫等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1 事 業 所 の 名 称	
2 事 業 所 の 所 在 地	
3 登 錄 年 月 日	年 月 日
4 登 錄 番 号	
5 犬猫等の繁殖を行うかどうか	<input type="checkbox"/> 繁殖を行う <input type="checkbox"/> 繁殖を行わない
6 犬 猫 等 健 康 安 全 計 画	(1) 幼齢の犬猫等の健 康及び安全を保持す るための体制の整備
	(2) 販売の用に供する ことが困難となった 犬猫等の取扱い
	(3) 幼齢の犬猫等の健 康及び安全の保持に 配慮した飼養、保管、 繁殖及び展示方法
7 営業開始予定年月日	年 月 日
8 備 考	

## 備 考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電  
話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

都道府県知事 殿  
市 長届出者 氏 名  
住 所 〒  
電話番号

## 犬猫等販売業廃止届出書

犬猫等販売業を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者 者の氏名又は名称	
6 廃止した年月日	年 月 日
7 備 考	

## 備 考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 第一種動物取扱業を廃止した場合には、廃業等届出書を提出すること。

# 届出に係る注意事項

- 定期報告書は毎年4月1日から5月30日までの間に提出しましょう。
- 各種届出は適切なタイミングで提出しましょう。
- 提出書類は、ボールペン等で記載してください。
- 届出書や申請書は控えを取りましょう。

### 3. その他関係法令の遵守

#### 【狂犬病予防法】

##### ●第4条第1項

犬の所有者は、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録をしなければならない。

##### ●第4条第3項

犬の所有者は、鑑札※をその犬に着けておかなければならぬ。

※管轄の市町村によってはMCが鑑札とみなされる場合があります。

##### ●第5条第1項

犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

##### ●第5条第3項

犬の所有者は、注射済票をその犬に着けておかなければならぬ。

# お客様への ご説明も お願いします！

## 狂犬病を防ぐために 飼い主が守るべき3つの義務があります

飼い犬の  
自治体への  
登録

狂犬病  
予防注射の  
接種

鑑札・  
注射済票の  
装着



※狂犬病予防法に基づいた義務であり、違反した場合は罰則の対象になります。

4月・5月・6月は  
狂犬病予防注射月間

狂犬病は人にもうつる感染症です。  
発症した場合はほぼ100パーセントが死に至り、  
海外では毎年約6万人が狂犬病で亡くなっています。



マイクロチップを装着した犬は、環境省への登録が義務づけられています。

詳しくは、最寄りの保健所、市区町村窓口へお問い合わせください。

厚生労働省



健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課 2025

ご清聴ありがとうございました。

